



- 会社法の改正により、株主総会資料の電子提供制度が始まりました。従来どおりの株主総会資料書面は株主総会の基準日(本総会の場合 9 月末)までにお手続きを完了していただいた株主様のみお送りしております。次回株主総会以降で書面ご希望の場合にはお取引証券会社または株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)に対して同株主総会基準日までにお手続きをお願いいたします。
- 株主総会の来場記念品はご用意しておりません。あらかじめご了承ください。

## 第10回

# 定時株主総会招集ご通知

開催日時	2023年12月22日(金曜日) 午後1時(受付開始 12時30分)
開催場所	日比谷三井タワー 8F 日比谷三井カンファレンス Room1 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少(減資)並びにその他資本剰余金の処分(繰越利益剰余金の欠損填補)の件 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する業績条件型株式報酬の付与のための報酬決定の件

株式会社スマートドライブ

証券コード 5137

(証券コード5137)

2023年12月5日

(電子提供措置の開始日 2023年11月30日)

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

**株式会社スマートドライブ**

代表取締役 北 川 烈

## 第10回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第10回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://smartdrive.co.jp/news/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧  
書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することが  
できますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、  
2023年12月21日（木曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあ  
げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、  
同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のう  
え、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使  
のご案内」をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年12月22日（金曜日）午後1時
2. 場 所 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 日比谷三井タワー 8F  
日比谷三井カンファレンス Room 1
3. 株主総会の目的事項  
報告事項 1. 第10期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第10期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少（減資）並びにその他資本剰余金の処分（繰越利益剰余金の欠損填補）の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績条件型株式報酬の付与のための報酬決定の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - ◎ その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://smartdrive.co.jp/news/>) に掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

# 議決権の行使についてのご案内

議決権の行使には以下の方法がございます。



インターネットによる  
議決権行使の場合



次頁をご参照ください

行使期限 2023年12月21日（木曜日）午後7時入力完了分まで



議決権行使書を  
郵送する場合



各議案の賛否を  
表示のうえ投函  
(お早めにご投函ください)

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年12月21日（木曜日）午後7時到着分まで



株主総会へ  
出席する場合



議決権行使書用紙を  
会場受付へ提出

株主総会 2023年12月22日（金曜日）午後1時（受付開始午後12時30分）

## ■議決権行使のお取り扱い

(1)書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。

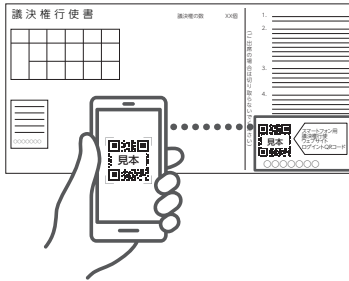
(2)インターネットによって複数回議決権を行使された場合、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法

ログインIDおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

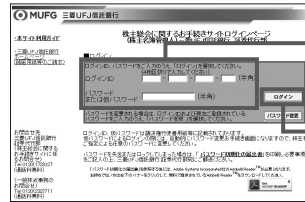


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### ログインID・パスワードを入力する方法

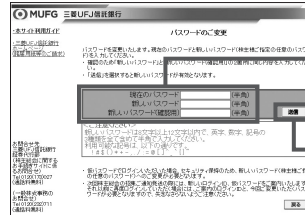
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。



ログインID、  
仮パスワードを入力し、  
「ログイン」をクリック

- 3 仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更手続き画面になりますので、株主さま任意のパスワードに変更してください。



新しいパスワードを  
入力し、  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使について、  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話：0120-173-027

（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

当社は、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を置くことで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

その他、上記各変更に伴い、条数等の変更を行うものであります。

本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人
第5条～第18条 (条文省略)	第5条～第18条 (現行どおり)
第19条 (取締役の員数) 当社の取締役は <u>10名以内</u> とする。	第19条 (取締役の員数) 当社の監査等委員でない取締役は <u>15名以内</u> とし、 監査等委員である取締役は <u>5名以内</u> とする。
第20条 (取締役の選任) <u>(新設)</u>	第20条 (取締役の選任) <u>1. 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u>

現行定款	変更案
<p>1. 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第21条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第22条 (代表取締役及び役付取締役) 1. 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議により社長1名を選定する。</p> <p>第23条 (取締役会の招集権者及び議長) 1. 取締役会は、社長が招集し、議長となる。但し、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (取締役会の決議) 1. (条文省略) 2. 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第25条 (条文省略)</p>	<p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第21条 (取締役の任期) 1. 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第22条 (代表取締役及び役付取締役) 1. 取締役会は、その決議により、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議により、監査等委員でない取締役の中から社長1名を選定する。</p> <p>第23条 (取締役会の招集権者及び議長) 1. 取締役会は、社長が招集し、議長となる。但し、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (取締役会の決議) 1. (現行どおり) 2. 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第26条 (取締役の報酬) 1. (条文省略) 2. (新設)</p> <p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第29条 (監査役の員数) 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>第30条 (選任方法) 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によって選任する。</p>	<p>第26条 (重要な業務執行の決定の委任) 当社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第27条 (取締役の報酬等) 1. (現行どおり) 2. 会社法第361条第1項各号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。</p> <p>第28条～第29条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会 第30条 (常勤の監査等委員) 監査等委員会は、その決議により、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>第31条 (監査等委員会の招集通知) 1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>第32条 (監査等委員会の決議方法) 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>第33条 (監査等委員会規程) 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>



現行定款	変更案
<p>第31条（監査役の任期）  <u>1. 監査役の任期はその選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p>第32条（常勤の監査役）  <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>第33条（監査役会の招集通知）  <u>1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査役の全員の同意があるときは、監査役会は、招集の手続を経ないで開催することができる</u></p>	(削除)
<p>第34条（監査役会規程）  <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>第35条（監査役の報酬）  <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>第36条（監査役の責任限定）  <u>1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	(削除)
<p>第37条～第39条（条文省略）</p>	第34条～第36条（現行どおり）
<p>第40条（会計監査人の報酬等）  <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>第37条（会計監査人の報酬等）  <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>

現行定款	変更案
第41条～第45条（条文省略）  （新設）	第38条～第42条（現行どおり）  第43条（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除等の経過措置） 2023年12月開催の第10回定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役との締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第36条の定めるところによる。

第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少（減資）並びにその他資本剰余金の処分（繰越利益剰余金の欠損填補）の件

### 1. 目的

当社の今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とすること、及び更なる財務体質の健全化を図り効率的な経営を推進するため、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。なお、本件により発行済株式総数に変更はなく、株主の皆様様の所有株式数に影響を与えるものではございません。また、当社の純資産額にも変更はなく、1株あたりの純資産額に変更が生じるものではございません。

### 2. 内容

#### （1）資本金の額の減少の内容

##### ①減少する資本金の額

2023年11月30日現在の資本金の額336,530,200円のうち326,530,200円を減少し、減少後の資本金の額を10,000,000円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

##### ②資本金の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

##### ③資本金の額の減少が効力を生ずる日

2024年2月6日（予定）

(2) 資本準備金の額の減少の内容

①減少する資本準備金の額

資本準備金の額691,940,495円を219,582,731円減少し、減少後の資本準備金の額を472,357,764円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

②資本準備金の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

③資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年2月6日（予定）

(3) その他資本剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の当社の繰越利益剰余金の額は0円となります。

1 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 546,112,931円

2 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 546,112,931円

3 剰余金の処分が効力を生ずる日

2024年2月6日（予定）

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第1号議案の定款一部変更の件が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（4名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者  
番号

1

北川 烈

再任

生年月日	1989年4月24日（満34歳）
取締役在任年数	10年
取締役会への出席状況	100%（15回／15回）
所有する当社株式数	3,012,500株

#### ■ 略歴・地位・担当

2013年10月 当社設立代表取締役社長就任（現任）  
2020年3月 SmartDrive Sdn. Bhd. Director（現任）  
2021年8月 株式会社OMU代表取締役就任（現任）

#### ■ 重要な兼職の状況

SmartDrive Sdn. Bhd. Director  
株式会社OMU 代表取締役

#### ■ 取締役候補者とした理由

北川烈氏は、当社の創業者として先見性と強力なリーダーシップで当社を率いるとともに、モビリティDXという当社ビジネスモデルの創出を主導してきたことから、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2

元垣内 広毅

再任

生年月日	1982年3月19日（満41歳）
取締役在任年数	5年
取締役会への出席状況	100%（15回／15回）
所有する当社株式数	3,300株

#### 略歴・地位・担当

2008年12月 有限責任 あずさ監査法人入所  
2011年10月 グリー株式会社入社  
2015年1月 当社入社  
2018年12月 当社取締役事業部門担当就任（現任）

#### 取締役候補者とした理由

元垣内広毅氏は、データアナリティクス分野について豊富な知見と経験を有しており、当社取締役としてアセットオーナー事業を管掌し、当社の成長を牽引してきたことから、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3

高橋 幹太

再任

生年月日	1979年6月6日（満44歳）
取締役在任年数	3年
取締役会への出席状況	100%（15回／15回）
所有する当社株式数	1,980株

#### 略歴・地位・担当

2002年10月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所  
2013年12月 ココン株式会社入社  
2017年7月 当社入社  
2020年12月 当社取締役管理部門担当就任（現任）

#### 取締役候補者とした理由

高橋幹太氏は、財務戦略全般について豊富な知見と経験を有しており、当社CFOとして資本政策及び経営管理業務全般を管掌し、当社の成長を牽引してきたことから、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補するものであり、1年毎に契約更新しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案の定款一部変更の件が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者  
番号

1

中島 友啓

新任

生年月日	1975年8月16日（満48歳）
取締役在任年数	—
取締役会への出席状況	100%（15回／15回）
所有する当社株式数	0株

#### ■ 略歴・地位・担当

- 1998年4月 郵政省（現 総務省）入省
- 2008年12月 あらた監査法人（現 PwCあらた有限責任監査法人）入所
- 2015年7月 株式会社青山財産ネットワークス入社
- 2018年12月 当社常勤監査役就任（現任）

#### ■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割

中島友啓氏は、公認会計士としての深い知見を有しています。同氏は、2018年から当社の常勤監査役として、リスク管理委員会等の社内の重要会議への出席、役職員へのヒアリングなど、積極的に当社の業務執行に関するモニタリングを行っております。独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としました。

候補者  
番号

2

石井 絵梨子

新任

生年月日	1981年1月3日 (満42歳)
取締役在任年数	—
取締役会への出席状況	100% (15回/15回)
所有する当社株式数	0株

#### ■ 略歴・地位・担当

- 2004年10月 森・濱田松本法律事務所入所
- 2016年4月 慶應義塾大学法科大学院 非常勤講師 (現任)
- 2016年7月 新幸総合法律事務所 入所パートナー(現任)
- 2018年12月 当社監査役 (現任)
- 2019年5月 カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人監督役員 (現任)
- 2019年6月 株式会社アルマード社外監査役 (現任)
- 2021年3月 株式会社Sun Astarisk取締役(監査等委員)就任 (現任)
- 2021年3月 株式会社タムロン社外取締役就任 (現任)
- 2021年10月 OPN Holdings株式会社社外監査役 (現任)
- 2022年2月 アドバンス・プライベート投資法人 監督役員 (現任)
- 2022年10月 いちごホテルリート投資法人執行役員 (現任)
- 2023年6月 イーレックス株式会社社外監査役 (現任)

#### ■ 重要な兼職の状況

- 新幸総合法律事務所パートナー
- カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人監督役員
- 株式会社アルマード社外監査役
- 株式会社タムロン社外取締役
- 株式会社Sun Asterisk取締役
- OPN Holdings株式会社社外監査役
- アドバンス・プライベート投資法人監督役員
- いちごホテルリート投資法人執行役員
- イーレックス株式会社社外監査役

#### ■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割

石井絵梨子氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに企業法務にも精通しております。



2018年から当社の監査役として、リスク管理委員会等の社内の重要会議への出席、役職員へのヒアリングなど、積極的に当社の業務執行に関するモニタリングを行っております。当社の経営全般に適宜助言又は提言いただくことで、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。今後も、法務・コンプライアンス等の見識に基づき、社会の公器として責任ある経営基盤を確立するためのガバナンスへの貢献を期待しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者  
番号

3

竹川 隆司

新任

生年月日	1977年6月8日（満46歳）
取締役在任年数	—
取締役会への出席状況	100%（15回／15回）
所有する当社株式数	0株

#### ■ 略歴・地位・担当

2000年 4月 野村証券株式会社入社  
2008年 12月 株式会社フィルモアアドバイザー入社 執行役員就任  
2012年 7月 Asahi Net International, Inc. 設立 代表取締役就任  
2015年 12月 当社取締役就任  
2016年 1月 株式会社zero to one設立 代表取締役就任（現任）  
2020年 12月 当社監査役就任（現任）

#### ■ 重要な兼職の状況

株式会社zero to one代表取締役  
一般社団法人IMPACT Foundation代表理事

#### ■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割

竹川隆司氏は、経営戦略や財務戦略に関する豊富な経験と見識を有しております。2015年に当社社外取締役として、2020年からは当社の監査役として、リスク管理委員会等の社内の重要会議への出席、役職員へのヒアリングなど、積極的に当社の業務執行に関するモニタリングを行っております。企業経営及びコンサルティング業務についての豊富な経験及び経営学に関する専門的知見をもとに、当社の経営全般の監視と有効な助言をいただくことで、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としてしました。今後も、経営戦略等の見識に基づき、社会の公器として責任ある経営基盤を確立するためのガバナンスへ

の貢献を期待しております。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中島友啓氏及び石井絵梨子氏は社外取締役候補者であります。また、当社は中島友啓氏及び石井絵梨子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認された場合は、中島友啓氏及び石井絵梨子氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、中島友啓氏、石井絵梨子氏及び竹川隆司氏の選任をご承認いただいた場合、各氏との当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補するものであり、1年毎に契約更新しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年12月25日開催の第5回定時株主総会において年額50,000千円以内とご承認頂き今日に至っておりますが、当社は、第1号議案の定款一部変更の件が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、経済情勢等諸般の事情を勘案して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を「年額100,000千円以内（うち社外取締役30,000千円以内）」と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案及び第3号議案が原案通り承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社内取締役3名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社の監査役の報酬等の額は、2018年12月25日開催の第5回定時株主総会において年額20,000千円以内とご承認頂き今日に至っておりますが、当社は、第1号議案の定款一部変更の件が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、経済情勢等諸般の事情を勘案して、監査等委員である取締役の報酬等の額を「年額30,000千円以内」と定めることとさせていただきたいと存じます。

第1号議案及び第4号議案が原案通り承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績条件型株式報酬の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、第3号議案が原案どおり承認可決されまると、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）となります。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び業績目標の達成に対するインセンティブを強化することを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、業績条件型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつきご承認をお願いいたします。

第3号議案が原案どおり承認可決されまると、対象取締役は3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

### 1. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」といいます。）中、継続して当社の取締役その他当社取締役会が定める地位にあったことに加えて、当社取締役会が定める評価期間中の業績目標を達成したことを条件として、当社の普通株式を付与するものです。

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年30,000株以内、その報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、上記の報酬枠とは別枠で、年額250百万円以内としたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものとしたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することとしたします。

なお、本制度は評価期間中の継続勤務及び業績目標達成を条件とする報酬であり、本制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれを交付するか否かは確定しておりません。

また、評価期間の開始後に選任された対象取締役についても取締役会の決定により対象取締役に含めることができることとしたします。

本制度に基づく株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものとしたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権

の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法  
なお、②の方法による場合、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会にて決定します。

## 2. 対象取締役に對する株式交付の条件

当社は、概要、対象取締役が次の各号のいずれの要件をも満たした場合に、対象取締役に對して当社の普通株式を交付するものといたします。

- (1) 評価期間中、繼續して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったこと
- (2) 当社取締役会で定める評価期間中の業績目標を達成したこと
- (3) 当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- (4) その他業績条件型株式報酬制度としての本制度の趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

なお、当社取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社取締役会が合理的に定める時期に、当社の普通株式に代えて、当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することができるものとします。

本議案についてご承認いただいた場合には、当社は、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定し、業績条件の付された株式報酬を付与する内容とする予定ですが、本議案の内容はかかる方針に沿った報酬を付与するために必要かつ相当な内容となっており、また、本議案に基づき1事業年度に付与する株式の総数の上限の発行済株式総数（自己株式数を除きます。）に占める割合は0.5%とその希薄化率は軽微であるため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス

氏名	役職/略歴	企業の経営	グローバルビジネス	IT/テクノロジー	財務/会計	リスク管理/渉外	事業・業界理解 (MaaS)	投資・M&A
北川 烈	代表取締役 CEO	●	●	●			●	
元垣内 広毅	取締役 工学博士 元公認会計士			●	●	●	●	
高橋 幹 太	取締役 CFO 元公認会計士				●	●		●
中島 友 啓	常勤監査役 公認会計士				●	●		
竹川 隆 司	非常勤監査役 (株)zero to one 代 表取締役 元 野村證券(株)	●	●	●	●			●
石井 絵 梨子	非常勤監査役 弁護士 新幸総合法律事務所 パートナー 元 森・濱田松本 法律事務所					●		

## 第10期 事業報告

(2022年10月1日から2023年9月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、当社、連結子会社 (SmartDrive Sdn. Bhd.) の計 2 社で構成されており、「移動の進化を後押しする」というビジョンのもと、国内外において、モビリティデータ (GPSデータ (緯度経度、GPS速度、GPS精度)、加速度センサーデータ等) を活用した顧客企業の業務効率化による生産性向上や既存サービスの高付加価値化、新規サービスの創出等に貢献するべく、事業を展開しております。

当連結会計年度におけるわが国の経済は、コロナ禍からの正常化の動きが続いているものの、インフレと利上げ影響に伴う欧米景気の不透明感や半導体市場の調整長期化が下押し圧力となり、先行き不透明な状況となっております。一方で、このような状況下にあっても、各企業においては、労働生産性向上や事業の付加価値向上等のためにIT・IOT・AI等の省人化投資等へのニーズが強まるとともに、安定的な業務継続のためにデータやデジタル技術の積極的活用を行うDXの推進は今後も加速していくものとみられます。

そのような状況下で、当社グループは、引き続き国内FO事業として様々な事業規模・事業セクターの顧客企業向けにSaaS型車両管理サービスの提供や走行データ等の分析解析サービスの提供、顧客企業が保有するデータの利活用提案・DX推進を行うとともに、国内AO事業としてデータを活用した新たなビジネス機会創出を図るリース会社や自動車メーカーとの間で、エンドユーザー (リース会社や自動車メーカーが持つ法人顧客) に対するテレマティクスサービスの提供・導入支援、並びに当社データプラットフォームやデータ分析解析サービスの提供を行うなど、当社既存サービスのOEM提供と共同での顧客開拓や拡販を進めてまいりました。

また、海外においては、連結子会社SmartDrive Sdn. Bhd.がマレーシアの現地企業に向けてドライバーエンゲージメントサービス等の提供や現地保険会社に向けたアプリ提供などを進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は1,709,054千円となりました。また、事業規模の拡大に伴い人件費等のコストが増加した結果、営業損失は9,740千円となりました。経常損失は、上場関連費用等があり26,796千円となり、親会社株主に帰属する当期純損失は28,851千円となりました。



## (2) 資金調達の状況

2022年12月15日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資およびオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額435,666千円の資金調達を行いました。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は113,583千円であります。その主なものは、人員増加に伴うPCの購入等5,131千円及び自社で開発したソフトウェア(仮勘定含む)の計上108,452千円であります。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

区分	第7期 2020年9月期	第8期 2021年9月期	第9期 2022年9月期	第10期 2023年9月期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	398,547	827,667	1,254,681	1,709,054
親会社株主に帰属する 当期純損失(千円)	△763,822	△327,893	△303,486	△28,851
1株当たり当期純損失(円)	△139.89	△57.99	△52.52	△4.73
総資産(千円)	615,124	1,510,282	1,145,018	1,507,978
純資産(千円)	40,087	563,240	46,230	489,500
1株当たり純資産額(円)	5.91	96.11	6.64	77.67

- 注1. 2022年9月7日開催の取締役会決議により、2022年10月20日付で普通株式1株につき30株の分割を行っておりますが、第7期連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
- 注2. 当社では、第9期より連結計算書類を作成しております。第7期から第8期につきましては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて連結計算書類を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。
- 注3. 第9期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第9期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。



## (5) 対処すべき課題

### ① 人材の確保と育成

当社の事業の拡大には、優秀な人材の確保と育成が欠かせません。当社では、目的達成のために主体的かつ積極的に行動できる人材の確保、当社の企業ミッション・バリューを共有化できる人材の育成が課題と考えております。

### ② 財務体質の強化

当社は、社内外の優秀な人材の確保や採用、広告宣伝、研究開発の実施等、先行投資が必要となるため、継続的に営業損失が発生し、営業キャッシュ・フローもマイナスとなっております。そのため、財務体質の強化が課題となります。研究開発活動や採用教育活動、広告宣伝費等の適切なコントロールに加え、事業会社や外部投資家並びに金融機関からの資金調達により、財務体質の強化に努める方針です。

### ③ 既存サービスの強化による顧客満足度の向上と販売の拡大

当社の各種サービスが今後も継続的に成長するためには、より幅広い業種・業態の顧客企業に選ばれと共に、継続的に利用・支持される必要があります。そのためには当該サービスのユーザビリティの維持向上や顧客企業の事業の高付加価値化や新規事業創出に寄与する機能性の充実が不可欠であると考えております。

そのため今後も顧客ニーズや各種業界の課題を適時適切に把握し、継続的なユーザーインターフェースの改善や各種機能強化に加え、カスタマーサポートの品質向上により、市場優位性の保持に努めます。

### ④ OEMパートナー企業との関係強化

当社は、複数のOEMパートナー企業との連携並びに拡販を進めており、これらOEMパートナー企業との関係強化は当社の市場優位性を創出する源泉となっております。今後も市場拡大が見込まれる中で、当社が更なる成長を実現していくためには、販売体制の強化及び知名度の向上が重要であり、そのためにはOEMパートナー企業の新規開拓及び既存パートナー企業との関係強化・深化により、販売体制の強化を図ってまいります。

## (6) 主要な事業内容

セグメント名称	事業	サービス
モビリティDX事業	国内FO事業 (国内フリートオペレーター向け事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SmartDrive Fleet (動態管理)</li> <li>・ SmartDrive Fleet Basic (日報自動作成、コンプライアンス対応に特化した動態管理)</li> <li>・ Mobility Data Insight、Mobility Data Analytics (レポートサービス)</li> <li>・ Mobility Data WareHouse (データ利活用)</li> <li>・ Mobility Risk Score (リスク予測AI)</li> <li>・ R&amp;D (先端技術事業開発)</li> <li>・ 上記サービスを提供するための基盤としてのMobility Data Platform (データ解析・事業提携基盤)</li> </ul>
	国内AO事業 (国内アセットオーナー向け事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記サービスをパッケージ化したものをアセットオーナーを主とするパートナー企業へOEM提供</li> <li>・ パートナー企業と連携し、モビリティデータを活用した新たなサービスの共同開発</li> </ul>
	海外モビリティDX事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内における各サービスの東南アジア市場向け展開</li> </ul>

## (7) 主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都千代田区有楽町1-1-2 日比谷三井タワー12階

## (8) 使用人の状況

企業集団の使用人数83名（前連結会計年度末比9名増）

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

名称	出資比率	主要な事業内容
SmartDrive Sdn. Bhd.	100%	モビリティDXセグメントにおける各種サービスの海外展開

## (10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社日本政策金融公庫	530,000千円

## 2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	20,000,000株
(2) 発行済株式の総数	6,207,390株
(3) 当事業年度末の株主数	2,361名
(4) 大株主（上位10名）	

株主名	株式数	持株比率
株式会社OMU	3,000,000株	48.33%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	583,700株	9.40%
TJ2015.FUND LP	457,500株	7.37%
Monoful Pte. Ltd.	400,020株	6.44%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	303,900株	4.90%
INNOVATION GROWTH FUND I L.P.	112,500株	1.81%
野村信託銀行株式会社（投信口）	89,100株	1.44%
住友三井オートサービス株式会社	56,250株	0.91%
ソニーグループ株式会社	46,890株	0.76%
三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合	37,480株	0.60%

（注）持株比率は、自己株式（70株）を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権		
発行決議日		2014年7月1日	2015年2月20日		
新株予約権の数		666個	756個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 19,980株 (新株予約権1個につき30株)	普通株式 22,680株 (新株予約権1個につき30株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 2,700円 (1株当たり90円)	新株予約権1個当たり 2,700円 (1株当たり90円)		
権利行使期間		2016年7月2日～ 2024年7月1日	2017年2月21日～ 2025年2月20日		
行使の条件		(注) 1	(注) 1		
役員 の 保有 状況	取締役	新株予約権の数	0個	新株予約権の数	267個
		目的となる株式数	0株	目的となる株式数	8,010株
	保有者数		0名	保有者数	1名
	監査役	新株予約権の数	333個	新株予約権の数	0個
目的となる株式数		9,990株	目的となる株式数	0株	
保有者数		1名	保有者数	0名	

		第3回新株予約権	第5回新株予約権		
発行決議日		2015年7月16日	2016年3月14日		
新株予約権の数		623個	710個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 18,690株 (新株予約権1個につき30株)	普通株式 21,300株 (新株予約権1個につき30株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 12,000円 (1株当たり 400円)	新株予約権1個当たり 12,000円 (1株当たり 400円)		
権利行使期間		2017年7月17日～ 2025年7月16日	2018年3月15日～ 2026年3月14日		
行使の条件		(注) 1	(注) 1		
役員 の 保有 状況	取締役	新株予約権の数	178個	新株予約権の数	200個
		目的となる株式数	5,340株	目的となる株式数	6,000株
	保有者数	1名	保有者数	1名	
	監査役	新株予約権の数	0個	新株予約権の数	0個
目的となる株式数		0株	目的となる株式数	0株	
保有者数		0名	保有者数	0名	

		第6回新株予約権	第9回新株予約権		
発行決議日		2016年9月21日	2018年8月24日		
新株予約権の数		270個	1,250個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 8,100株 (新株予約権1個につき30株)	普通株式 37,500株 (新株予約権1個につき30株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり 600円 (1株当たり 20円)		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 12,000円 (1株当たり 400円)	新株予約権1個当たり 23,200円 (1株当たり 774円)		
権利行使期間		2018年9月22日～ 2026年9月21日	2018年3月15日～ 2026年3月14日		
行使の条件		(注) 1	(注) 2		
役員 の 保有 状況	取締役	新株予約権の数	150個	新株予約権の数	1,250個
		目的となる株式数	4,500株	目的となる株式数	37,500株
	保有者数	1名	保有者数	1名	
	監査役	新株予約権の数	0個	新株予約権の数	0個
目的となる株式数		0株	目的となる株式数	0株	
保有者数		0名	保有者数	0名	

		第10回新株予約権
発行決議日		2018年8月24日
新株予約権の数		2,100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 63,000株 (新株予約権1個につき30株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 23,200円 (1株当たり 774円)
権利行使期間		2020年8月25日～ 2028年8月13日
行使の条件		(注) 1
役員 の 保有 状況	取締役	新株予約権の数 900個 目的となる株式数 27,000株 保有者数 2名
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

- 注1. ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について会社が定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- ③ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- 注2. ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて会社が定める事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- ② 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社関係会社（以下「当社等」という。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 注3. 2022年10月20日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 当社役員の地位及び担当と重要な兼職の状況

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
北川 烈	代表取締役社長	SmartDrive Sdn. Bhd. Director 株式会社OMU代表取締役
元垣内 広毅	取締役 事業部門担当	
高橋 幹太	取締役 管理部門担当	
福田 康隆	取締役	ジャパン・クラウド・コンピューティング株式会社パートナー ジャパン・クラウド・コンサルティング株式会社代表取締役社長 Apptio株式会社社外取締役 nCino株式会社社外取締役 Braze株式会社社外取締役 Coupa株式会社社外取締役 Xactly株式会社社外取締役 Gainsight Japan株式会社社外取締役 Mirakl株式会社社外取締役 PagerDuty株式会社社外取締役 Japan Cloud Talent Partners株式会社代表取締役 株式会社ユーザベース社外取締役
中島 友啓	監査役	
石井 絵梨子	監査役	新幸総合法律事務所パートナー カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人監督役員 株式会社アルマード社外監査役 株式会社タムロン社外取締役 株式会社Sun Asterisk取締役 OPN Holdings株式会社社外監査役 アドバンス・プライベート投資法人監督役員 いちごホテルリート投資法人執行役員 イーレックス株式会社社外監査役
竹川 隆司	監査役	株式会社zero to one代表取締役 一般社団法人IMPACT Foundation代表理事

注1. 取締役福田康隆氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

注2. 監査役中島友啓氏及び石井絵梨子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

注3. 当社は、取締役福田康隆、監査役中島友啓および石井絵梨子を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

注4. 監査役中島友啓氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役石井絵梨子氏は、弁護士資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

注5. 当社と社外取締役福田康隆氏並びに監査役竹川隆司氏、社外監査役中島友啓氏、石井絵梨子氏は、定款第27条及び第36条の定めに基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、善意かつ重大な過失がないときの責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額と定めております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価等（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって決定する旨定款に定めており、各取締役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において取締役会で決定し、各監査役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において監査役の協議により決定しております。

### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役及び監査役の報酬等の限度額は、2018年12月25日付第5回定時株主総会において、取締役の報酬等の限度額は年額50,000千円以内、監査役の報酬等の限度額は年額20,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名、監査役の員数は3名です。

取締役の報酬等については、株主総会の決議により定められた報酬等総額の上限額の範囲内において、各取締役に求められる職責及び能力等を勘案し、取締役会において報酬等の額を配分・決定しております。

監査役の報酬等については、株主総会の決議により定められた報酬等総額の上限額の範囲内において、業務分担状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

なお、当社では業績連動報酬制度は採用しておりません。

### ③ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	14,600	14,600	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	2,000	2,000	—	1
社外取締役	2,400	2,400	—	1
社外監査役	8,400	8,400	—	2

注1. 当事業年度末現在の人員は、取締役4名（うち社外取締役1名）であります。

注2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額20百万円を支給しております。



### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

兼職状況については前記4 (1) 記載のとおりであります。なお、当社とこれらの法人等との間には特別な関係はありません。

#### ② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

兼職状況については前記4 (1) 記載のとおりであります。なお、当社とこれらの法人等との間には特別な関係はありません。

#### ③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

### (4) 当連結会計年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	福田 康 隆	当連結会計年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言・提案を行っております。
監査役	中 島 友 啓	当連結会計年度開催の取締役会15回のうち15回及び監査役会13回中13回に出席し、主に財務および会計の専門家としての豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行い、経営の意思決定の適法性・妥当性を確認するための助言・提案を行っております。
監査役	石 井 絵 梨 子	当連結会計年度開催の取締役会15回のうち15回及び監査役会13回中13回に出席し、主に法律の専門家としての豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行い、経営の意思決定の適法性・妥当性を確認するための助言・提案を行っております。

### (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区分	金額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

注1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画を踏まえた監査見積もり時間に基づいたものであり、報酬単価も合理的であることを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

注2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

注3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬5,000千円を支払っております。

(3) 会計監査人の報酬等の額

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当社の会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任するものいたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会にて、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合など、会計監査人として適当でないと判断される場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定するものいたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。

当期の剰余金の配当につきましては、業績の向上に鋭意努めてまいりましたが、当期の業績を勘案致しまして、誠に不本意ではございますが、無配とさせていただきたいと存じます。

株主の皆様には、誠に申し訳ありませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。引き続き業績の回復に全社をあげて対処し、早期に復配できますよう努力してまいります。

## 連 結 貸 借 対 照 表

2023年9月30日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>1,391,987</b>	<b>流動負債</b>	<b>488,477</b>
現金及び預金	981,167	買掛金	44,984
売掛金	288,501	未払金	92,578
棚卸資産	57,901	未払法人税等	13,715
その他	67,841	契約負債	259,102
貸倒引当金	△3,425	その他	78,096
<b>固定資産</b>	<b>115,991</b>	<b>固定負債</b>	<b>530,000</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,684</b>	長期借入金	530,000
工具、器具及び備品	5,684	<b>負債合計</b>	<b>1,018,477</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>105,844</b>	純資産の部	
ソフトウェア	82,295	<b>株主資本</b>	<b>480,563</b>
ソフトウェア仮勘定	23,548	資本金	336,530
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,462</b>	資本剰余金	691,940
その他	4,462	利益剰余金	△547,736
		自己株式	△170
		その他の包括利益累計額	1,529
		為替換算調整勘定	1,529
		新株予約権	7,408
		<b>純資産合計</b>	<b>489,500</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,507,978</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>1,507,978</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

自 2022年10月1日 至 2023年9月30日

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,709,054
売上原価		580,002
売上総利益		1,129,052
販売費及び一般管理費		1,138,793
営業損失		△9,740
営業外収益		
受取利息	9	
為替差益	701	
助成金収入	11,205	
雑収入	659	12,575
営業外費用		
支払利息	4,171	
株式交付費	8,439	
上場関連費用	17,020	29,631
経常損失		△26,796
特別利益		
新株予約権戻入益	235	235
税金等調整前当期純損失		△26,561
法人税、住民税及び事業税		2,290
当期純損失		△28,851
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純損失		△28,851

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

自 2022年10月1日 至 2023年9月30日

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	455,410	△518,885	－	36,524
当期変動額					
新株の発行	222,053	222,053	－	－	444,106
新株の発行（新株予約権の行使）	14,477	14,477	－	－	28,954
自己株式の取得	－	－	－	△170	△170
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	－	－	△28,851	－	△28,851
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	236,530	236,530	△28,851	△170	444,038
当期末残高	336,530	691,940	△547,736	△170	480,563

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,875	1,875	7,830	46,230
当期変動額				
新株の発行	－	－	－	444,106
新株の発行（新株予約権の行使）	－	－	－	28,954
自己株式の取得	－	－	－	△170
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	－	－	－	△28,851
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△346	△346	△421	△768
当期変動額合計	△346	△346	△421	443,270
当期末残高	1,529	1,529	7,408	489,500

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

2023年9月30日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>1,363,332</b>	<b>流動負債</b>	<b>482,672</b>
現金及び預金	969,691	買掛金	44,649
売掛金	272,171	未払金	88,744
商品及び製品	53,179	未払費用	2,296
仕掛品	4,722	未払法人税等	13,715
原材料	0	契約負債	258,005
前払費用	35,963	預り金	29,494
未収入金	619	その他	45,766
その他	30,411	<b>固定負債</b>	<b>530,000</b>
貸倒引当金	△3,425	長期借入金	530,000
<b>固定資産</b>	<b>138,935</b>	<b>負債合計</b>	<b>1,012,672</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>4,115</b>	純資産の部	
<b>無形固定資産</b>	<b>105,844</b>	<b>株主資本</b>	<b>482,187</b>
ソフトウェア	82,295	<b>資本金</b>	<b>336,530</b>
ソフトウェア仮勘定	23,548	<b>資本剰余金</b>	<b>691,940</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>28,976</b>	資本準備金	691,940
敷金及び保証金	4,462	<b>利益剰余金</b>	<b>△546,112</b>
その他	37,847	その他利益剰余金	△546,112
貸倒引当金	△13,334	繰越利益剰余金	△546,112
		<b>自己株式</b>	<b>△170</b>
		<b>新株予約権</b>	<b>7,408</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>489,595</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,502,268</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>1,502,268</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

自 2022年10月1日 至 2023年9月30日

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,676,702
売上原価		557,345
売上総利益		1,119,356
販売費及び一般管理費		1,121,538
営業損失		△2,181
営業外収益		
受取利息	9	
補助金収入	11,205	
雑収入	659	11,874
営業外費用		
支払利息	4,171	
貸倒引当金繰入額	7,032	
上場関連費用	17,020	
その他	8,439	36,663
経常損失		△26,971
特別利益		
新株予約権戻入益	235	235
税引前当期純損失		△26,735
法人税、住民税及び事業税		2,290
当期純損失		△29,025

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

自 2022年10月1日 至 2023年9月30日

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計
当期首残高	100,000	455,410	455,410
当期変動額			
新株の発行	222,053	222,053	222,053
新株の発行（新株予約権の 行使）	14,477	14,477	14,477
自己株式の取得	—	—	—
当期純損失（△）	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—
当期変動額合計	236,530	236,530	236,530
当期末残高	336,530	691,940	691,940



(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	新株予約権	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益 剰余金					
当期首残高	△517,087	△517,087	－	38,322	7,830	46,152
当期変動額						
新株の発行	－	－	－	444,106	－	444,106
新株の発行（新株予約権の 行使）	－	－	－	28,954	－	28,954
自己株式の取得	－	－	△170	△170	－	△170
当期純損失（△）	△29,025	△29,025	－	△29,025	－	△29,025
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	△421	△421
当期変動額合計	△29,025	△29,025	△170	443,864	△421	443,442
当期末残高	△546,112	△546,112	△170	482,187	7,408	489,595

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年11月21日

株式会社スマートドライブ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂井知倫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 比留間郁夫  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スマートドライブの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スマートドライブ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年11月21日

株式会社スマートドライブ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂井知倫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 比留間郁夫  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スマートドライブの2022年10月1日から2023年9月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監査報告書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査責任者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び業務委託先事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び当社において子会社の管理業務を所掌する執行役員等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月21日

株式会社スマートドライブ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）中島 友啓 ㊟

監査役（社外監査役）石井 絵梨子 ㊟

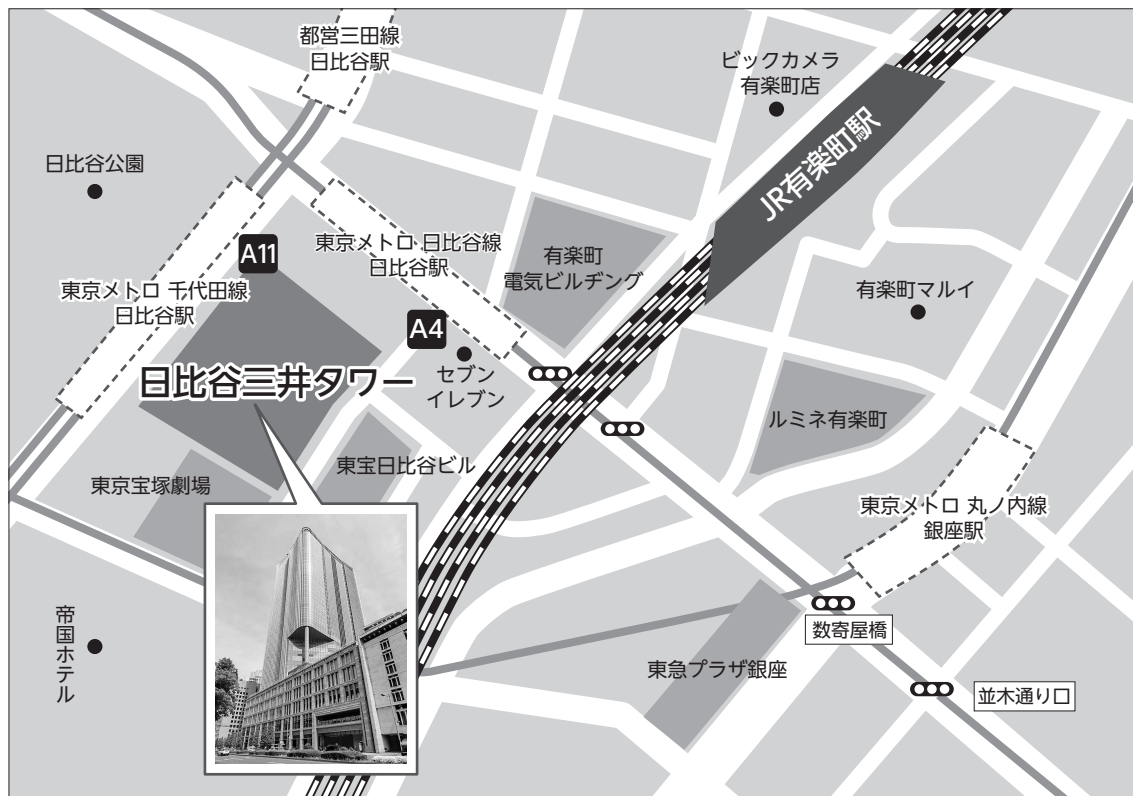
監査役 竹川 隆司 ㊟

以 上

## 第10回定時株主総会会場ご案内図

**会場** 日比谷三井タワー 8F 日比谷三井カンファレンス Room 1  
東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

**交通** 東京メトロ千代田線・日比谷線、都営地下鉄三田線 日比谷駅（A11出口直結）  
東京メトロ有楽町線 有楽町駅（A11出口直結）  
※A11出口を出て、日比谷三井タワー（東京ミッドタウン日比谷内）入り口よりお入りください。  
JR山手線・京浜東北線 有楽町駅（日比谷口を出て日比谷方面へ徒歩約8分）





電子提供措置の開始日 2023年11月30日

**第10回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)**

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項  
連結注記表  
個別注記表

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、2019年2月25日の取締役会において「株式会社スマートドライブ内部統制システムの基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下の通りです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査役会を設置し、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役の職務の執行について厳正な監視を行い、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程の定めその他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築します。

(b) 保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持します。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス・リスクマネジメント規程を制定し、リスク管理推進責任者及びリスクマネジメント委員を定め、それらの者で構成されるリスクマネジメント委員会においてリスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び指示を行います。また、リスク管理推進責任者は、リスク管理の状況を代表取締役及び常勤監査役に適時に報告するとともに、必要に応じて取締役会に出席し、報告を実施します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて随時開催する臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行います。

(b) 業務執行に関しては、社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行います。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立します。
  - (b) 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営します。
  - (c) 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築するとともに、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努めます。
  
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項  
監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助する使用人として、必要な人員を配置します。
  
- ⑦ 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。
  
- ⑧ 監査役を補助する使用人に対する監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
  - (a) 監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に移譲されるものとし、代表取締役社長の指揮命令は受けないものとします。
  - (b) 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底します。
  
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (a) 監査役は、取締役会に出席して重要事項等の報告を受けます。
  - (b) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。
  
- ⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (a) 社内規程において、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定めます。
  - (b) 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底します。

- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有します。
  - (b) 監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに支出するものとします。
- ⑫ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 代表取締役社長は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとします。
  - (b) 監査役は定期的に会計監査人、内部監査責任者と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。
- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性確保のため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、代表取締役直属の内部統制担当を配置し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動の整備・運用状況の評価・監視を行うものとします。
- ⑭ 反社会的勢力を排除するための体制
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。
- ⑮ 当社を親会社とする企業グループにおける業務の適正性を確保するための体制
- (a) 関係会社の事業運営については、当社の経営方針、並びに現地の商慣習や現地企業のニーズを総合的に勘案し事業活動を展開していくことを前提とします。一方、業績管理については、関係会社に経営責任と権限を付与しつつも、関係会社管理規程を制定し、事業・業績進捗並びに案件状況・市況を当社に適宜報告させた上で、企業グループ全体の発展と繁栄を図るべく指導いたします。

- (b) 関係会社から当社への利益還元方針につきましては、設備投資資金や運転資金等その他事業の運営上必要と認められる場合を除いて、原則として親会社である当社への配当という形でその利益を還元させることとします。ただし、関係会社が、設立後日が浅く経営基盤が確立していない場合においては、経営基盤並びに収益基盤の確立に向けた先行投資の時期として、投資額に対する回収としての利益配当は行わないものとします。
- (c) 人材の採用、配置等については関係会社における独自の方針、計画に基づき進めるものとします。ただし、関係会社が、設立後日が浅く、かつ、人的リソースが不十分な場合においては、当社で関係会社の人事管理全般について積極的に実務支援、統制を行うものとします。また、長期的には、当企業グループ内における積極的な人材交流を含めた人材活用を通して企業グループ全体の組織の活性化を目指します。
- (d) 関係会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告については、当社経営企画室を担当部署とし、関係会社に対する必要な書類及び資料の徴求を行うとともに、関係会社の代表取締役等と定期的な面談を行い、職務執行状況について報告を受けるものとします。
- (e) 関係会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営企画室責任者が、関係会社管理規程に基づき、関係会社の経営状態、業務状況等の内容につき、当社取締役会に報告を行うものとします。
- (f) 関係会社の損失の管理については、関係会社の管理を担当する経営企画室担当者がリスクマネジメント委員として当社リスクマネジメント委員会に参加し、同委員会において関係会社のリスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び指示を行います。
- (g) 関係会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、関係会社における経営全般に関する重要な事項については事前に経営企画室を通じて当社取締役会に報告を行わせ、当社取締役会において協議を行うものとします。また、当社監査役は関係会社に対し事業の経過の概要等の報告を求めることができるとともに、関係会社の業務及び財産の状況を調査することができるものとします。さらに、当社内部監査責任者は、党企業グループの業務全般にわたる内部統制の適切性と有効性を確保するため、必要に応じて関係会社に対しても内部監査を行うものとします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 職務執行の適正性の確保に対する取り組み

当連結会計年度において、取締役会を15回開催し、法令等に定められた事項や予算策定等経営に関する重要事項を決定しているほか、各部門より職務の執行状況並びに内部統制に重要な影響を及ぼす事項等について定期的に報告いたしました。

### ② 監査役の職務の執行について

当連結会計年度において、監査役会を13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、また、常勤監査役が重要な社内会議へ出席し取締役等に状況確認を行ったうえで、他の監査役との意見交換を実施しました。さらに会計監査人より監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項について意見交換を実施しました。

### ③ コンプライアンス確保及びリスク管理に対する取り組み

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすための行動基準としてコンプライアンス行動規範を制定し、社内周知活動を展開しております。また、各部門責任者で構成するリスクマネジメント委員会を設置しており、当期は同委員会会合を4回開催し、コンプライアンス確保およびリスク管理に関する重要事項について情報収集及び審議を行いました。

### ④ 情報セキュリティに対する取り組み

顧客情報の保護その他の情報セキュリティを維持するため、2017年2月に情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度（ISO/IEC 27001:2013）の認証を取得しており、当連結会計年度においても、情報セキュリティ委員会を12回開催し、情報セキュリティに関するマネジメント体制及びその運用状況を確認いたしました。

### ⑤ 内部監査の実施状況

当社内部監査担当は、監査計画に基づき業務の適正性及び法令・社内規程の遵守状況に関する業務監査並びに重要な勘定科目を対象に財務報告に関する内部統制の整備及び運用状況の評価作業を実施いたしました。

## 連 結 注 記 表

### I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 SmartDrive Sdn. Bhd.

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

第8回新株予約権信託

第11回新株予約権信託

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 0社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

非連結子会社

第8回新株予約権信託

第11回新株予約権信託

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

## 2. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### a 商品及び製品・仕掛品・原材料

先入先出法

### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法

工具、器具及び備品 3年

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェア 3年

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

#### (国内FO事業)

国内FO事業では、法人向けクラウド車両管理サービスの分野において、①自社製車載デバイスの販売（車両サービスと別個でない財又はサービス）、②自社製車載デバイスの販売（単独で便益を享受できる財又はサービス）、③3rd partyデバイスの販売及び④車両管理サービスの提供を行っております。

#### ① 自社製車載デバイスの販売（車両サービスと別個でない財又はサービス）

主たるサービスは契約期間にわたりサービスの提供がなされるため、顧客との契約におけるサービス提供期間にわたり契約に基づく取引価格を按分し収益を認識しております。

#### ② 自社製車載デバイスの販売（単独で便益を享受できる財又はサービス）

製品の出荷時点において、顧客に商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、支払いを受ける権利が確定するため、その時点で一括して収益を認識しております。



③ 3rd partyデバイスの販売

製品の出荷完了時点または据付完了時点において、顧客に商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、支払いを受ける権利が確定するため、その時点で一括して収益を認識しております。

④ 車両管理サービスの提供

主たるサービスは契約期間にわたりサービスの提供がなされるため、顧客との契約におけるサービス提供期間にわたり取引価格の総額を按分し収益を認識しております。

(国内AO事業)

国内AO事業では、パートナー企業に向けて、3rd partyデバイスの販売、エンドユーザーへのサービス提供に向けた導入支援及びサービス立上げ支援を行っております。3rd partyデバイスの販売については、国内FO事業同様、一括して収益を認識しております。エンドユーザーへのサービス提供に向けた導入支援及びサービス立上げ支援については、主たるサービスの契約期間にわたり収益を認識しております。

## II 会計上の見積りに関する注記

### (固定資産の減損損失の認識の要否)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて、合理的な金額を算出しております。

当該連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が、会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は、以下の通りであります。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

工具、器具及び備品	5,684千円
ソフトウェア	82,295千円
ソフトウェア仮勘定	23,548千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、法人単位を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損

損失として認識されます。

当社グループは、事業拡大のために積極的にマーケティング活動や人員採用を行っており、継続的に営業損益がマイナスとなっていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否の判定を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額（111,528千円）を上回ると判断されたため、減損損失は計上しておりません。将来キャッシュ・フローの見積りは、中期事業計画を基礎としており、マーケティング費用や人員の増加を前提とした新規顧客の獲得によるイニシャル売上及びリカーリング売上高のさらなる増加や解約率の見込みなどを主要な仮定として織り込んでおります。これらの仮定は不確実性を伴うため、実績が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の予測不能な事業環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、見積将来キャッシュ・フローが悪化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失の認識が必要となる可能性があります。

### Ⅲ 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、この変更による当連結会計年度の連結計算書類へ与える影響はありません。

#### IV 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	28,734千円
2. 有形固定資産の減損損失累計額	12,957千円

#### V 連結損益計算書に関する注記

売上高については顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は「Ⅷ 収益認識に関する注記(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

#### VI 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項	
普通株式	6,207,390株
2. 自己株式に関する事項	
普通株式	70株
3. 新株予約権等に関する事項	558,420株
4. 配当に関する事項	
該当事項はありません。	

## Ⅶ 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして必要な資金を調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年後であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の販売管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	530,000	489,542	40,457
負債計	530,000	489,542	40,457

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

科目	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	489,542	-	489,542
負債計	-	489,542	-	489,542

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## Ⅷ 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、当社グループの報告セグメントを取引形態別に分解した内訳は、以下の通りです。

(単位：千円)

	モビリティDX事業			合計
	国内FO事業	国内AO事業	海外モビリティDX事業	
一時点で移転される財又はサービス	572,849	140,461	30,139	743,450
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	741,251	222,141	2,212	965,604
顧客との契約から生じる収益	1,314,100	362,602	32,352	1,709,054
外部顧客への売上高	1,314,100	362,602	32,352	1,709,054

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 2. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

### (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、各サービスにおける顧客との契約に基づく債権です。

契約負債である前受金は、顧客から1年間分のサービス利用料を一括で受領すること等による前受金で、サービス提供時点またはサービス提供期間にわたり売上高への振替がなされます。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期末残高は以下の通りです。なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債（前受金）残高に含まれていた額は267,690千円です。

	当連結会計年度 (自2022年10月1日 至2023年9月30日)
売掛金 (期首残高)	165,518千円
売掛金 (期末残高)	288,501千円
契約負債 (期首残高)	283,827千円
契約負債 (期末残高)	259,102千円

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下の通りです。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めていません。

	当連結会計年度 (自2022年10月1日 至2023年9月30日)
1年以内	30,351千円
1年超	27,603千円
合計	57,955千円

**X 1 株当たり情報に関する注記**

- ① 1株当たり純資産 77円67銭  
 ② 1株当たり当期純損失 (△) △4円73銭

(注) 2022年10月20日付で普通株式1株につき30株の分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失を算定しております。

**XI 重要な後発事象に関する注記**

(資本金及び資本準備金の額の減少並びにその他資本剰余金の処分)

当社は、2023年11月14日開催の取締役会において、2023年12月22日に開催の第10回定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議いたしました。

## 1. 目的

当社の今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とすること、及び更なる財務体質の健全化を図り効率的な経営を推進するため、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。なお、本件は貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更はありません。また、発行済株式総数の変更は行いません。

## 2. 内容

### (1) 資本金の額の減少の内容

#### ①減少する資本金の額

資本金の額336,530千円のうち326,530千円を減少し、減少後の資本金の額を10,000千円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

#### ②資本金の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

#### ③資本金の額の減少が効力を生ずる日

2024年2月6日（予定）

### (2) 資本準備金の額の減少の内容

#### ①減少する資本準備金の額

資本準備金の額691,940千円を219,582千円減少し、減少後の資本準備金の額を472,357千円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

#### ②資本準備金の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

#### ③資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年2月6日（予定）

### (3) その他資本剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の当社の繰越利益剰余金の額は0円となります。



- ①減少する剰余金の項目及びその額  
その他資本剰余金 546,112千円
- ②増加する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 546,112千円
- ③剰余金の処分が効力を生ずる日  
2024年2月6日（予定）

## 個別注記表

### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### a 商品及び製品・仕掛品・原材料

先入先出法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法

工具、器具及び備品 3年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェア 3年

#### 3. 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）に記載した内容と同一であります。

## II 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損損失の認識の要否)

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に記載した内容と同一であります。

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

工具、器具及び備品	4,115千円
ソフトウェア	82,295千円
ソフトウェア仮勘定	23,548千円

### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に記載した内容と同一であります。

### (3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に記載した内容と同一であります。

## III 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、この変更による当事業年度の計算書類へ与える影響はありません。

## IV 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	28,130千円
有形固定資産の減損損失累計額	10,938千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
長期金銭債権	37,847千円

## V 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
営業費用取引	2,393千円

## VI 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当期末における発行済株式の数	6,207,390株
-------------------	------------

2. 当期末における自己株式の数	70株
3. 当期中に行った剰余金の配当に関する事項	—
4. 当期末における新株予約権の目的となる株式の数	558,420株

#### Ⅶ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金等によるものであり、評価性引当額を控除しています。

## Ⅷ 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表（収益認識に関する注記）に記載した内容と同一であります。

## Ⅸ 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	SmartDrive Sdn. Bhd.	所有直接100.0%	当社役員1名	当社サービスの海外展開	費用の立替及び貸付等(注1)	25,884	投資その他の資産その他	37,847
役員	北川 烈	被所有直接0.2%	—	—	新株予約権の行使(注2)	15,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(注2)2022年9月7日に開催された取締役会決議に基づき2022年9月26日に交付された第14回新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

## X 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産 77円68銭

② 1株当たり当期純損失（△） △4円76銭

(注) 2022年10月20日付で普通株式1株につき30株の分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失を算定しております。

## XI 重要な後発事象に関する注記

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載した内容と同一であります。